

岡山県テクノサポート岡山 指定管理者募集要項

令和8年8月

岡山県産業労働部

岡山県テクノサポート岡山指定管理者募集要項

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 岡山県テクノサポート岡山（以下「テクノサポート岡山」という。）
- (2) 所在地 岡山市北区芳賀5301
- (3) 設置目的 高度な工業技術に関する研究を支援し、研究者等の交流を促進することにより、県内における工業技術の向上を図る。
- (4) 施設の規模（岡山県工業技術センターとの一体の建物として）
 - ア 敷地面積 約55,000㎡
 - イ 延床面積 約20,000㎡（うちテクノサポート岡山約8,000㎡）
 - ウ 施設内容 本館 約5,300㎡、交流棟 約1,500㎡、研修棟 約1,200㎡、駐車場
- (5) 指定管理者による管理区域（詳細は仕様書別紙平面図に示した区域）
 - ア 管理場所 研修棟、交流棟の一部及び本館の一部
 - イ 管理施設 大会議室、中会議室、小会議室、円卓会議室、研修室、交流サロン、応接室及び講師控室
- (6) 利用状況等
 - ア 稼働率（利用料金ベース）

令和6年度	29.7%	<利用日数ベース：33.1%>
令和7年度	29.4%	<利用日数ベース：33.3%>
 - イ 利用許可件数（うち利用料減免件数）

令和6年度	950件（96件）
令和7年度	971件（115件）
 - ウ 管理経費実績

令和6年度	17,162千円
令和7年度	16,842千円
 - エ 利用料金実績

令和6年度	17,165千円
令和7年度	16,846千円

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うテクノサポート岡山の管理の基準は、岡山県テクノサポート岡山条例（平成7年岡山県条例第9号。以下「条例」という。）、岡山県テクノサポート岡山条例施行規則（平成7年岡山県規則第16号。以下「規則」という。）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号。）及び岡山県テクノサポート岡山指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に規定するとおりとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容については、業務仕様書を参照すること。
 - ア テクノサポート岡山の指定管理者の管理の区域に係る施設、設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可及び利用料金の徴収等に関する業務
 - イ 施設等の維持管理に関する業務
 - ウ 施設等の利用促進のための情報の収集及び提供等に関する業務

- エ 事業報告書の作成提出等その他施設の管理に必要と認められる業務
 - オ 利用者アンケート調査の実施
 - カ 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取組
- (2) 業務の一部を第三者に委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない。
- (3) 指定管理者は、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により、自主事業を実施できるものとする。

4 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料及び利用料金

(1) 指定管理料

県は管理運営費を指定管理者に支払わない。このため、指定管理者は収受した利用料金を主とする収入により管理運営経費を賄うものとする。

(2) 利用料金

ア テクノサポート岡山は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用するので、指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとする。

イ 利用料金の額は、条例第9条第2項の規定により、指定管理者が岡山県知事の承認を受けて設定するものとする。

ウ 指定管理者は、県が示す基準により利用料金の減免を行うほか、公益上特に必要と認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、利用料金を減免することができる。

エ 条例別表に規定する利用料金基準額は、指定期間中に改定する場合がある。改定した場合の利用料金の額の再設定等が必要となる事項については、別途年度協定書で定めることとする。

(3) その他

施設の管理業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計とは区分して経理すること。

6 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

ア 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- ④ 岡山県の指名停止措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

- ⑥ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 複数の法人等での共同応募
複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。
 - ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。
この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。
 - イ 当該グループの全構成員が、(1)の応募資格を有する必要があること。
 - ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。
 - エ 応募に関する事務は、すべて代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。
また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年8月18日（火）から令和8年10月19日（月）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館8階
岡山県産業労働部産業振興課

ウ 配布方法

配布期間内に直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、270円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号（A4サイズの内紙が折らずに入る大きさのもの））を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で請求すること。また、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>)

(2) 募集説明会（現地説明会）

ア 日時及び場所

- ・日時 令和8年9月7日（月）午前10時～午前11時
- ・場所 テクノサポート岡山 研修棟1階円卓会議室

イ 募集説明会の内容

募集要項、業務仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

- ① 募集要項、業務仕様書等資料一式を持参すること。
- ② 参加者多数の場合など、日時場所を変更することがある。
- ③ 参加できる人数は、一法人等につき2名までとする。
- ④ 当日の利用状況等により、見学できない会議室等がある。

(3) 募集説明会への参加手続

募集説明会への参加を希望する法人等は、募集説明会参加申込書（様式8）に所定事項を記載の上、持参、電子メール又はファクシミリにより申し込むこと。なお、電子メール又はファクシミリにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 申込期間

令和8年8月18日（火）から令和8年9月1日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申込場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館8階

岡山県産業労働部産業振興課

電話番号 086-226-7379

電子メール sangyo@pref.okayama.lg.jp

ファクシミリ番号 086-224-2165

(4) 質問事項

質問がある場合は、「質問票」（様式9）を持参、電子メール又はファクシミリで送付すること。

電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問を行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 受付期間

令和8年8月18日（火）から令和8年9月18日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館8階

岡山県産業労働部産業振興課

電話番号 086-226-7379

電子メール sangyo@pref.okayama.lg.jp

ファクシミリ番号 086-224-2165

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、岡山県産業労働部産業振興課ホームページにおいて公表する。

(5) 指定管理者指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出すること。
なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式1。以下「指定申請書」という。）
- ② 施設等の管理に係る事業計画書（様式2）
- ③ 施設等の管理に係る収支予算書
（令和9年度から令和13年度までの5年分）（様式3）
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）
ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- ⑨ 役員の名簿
- ⑩ 欠格事由に該当しない旨の申立書（様式4）
- ⑪ 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）（様式5）
- ⑫ 岡山県税の完納証明書（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税の完納証明書）
- ⑬ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- ⑭ グループ構成員表（様式6）（グループを構成して応募する場合）
- ⑮ グループ協定書(写)（同 上）

イ 提出部数

正本1部、副本7部

ウ 受付期間

令和8年8月18日（火）から令和8年10月19日（月）まで（休日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

エ 提出場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館8階
岡山県産業労働部産業振興課

オ 提出方法

持参又は書留郵便（令和8年10月19日（月）必着）

8 指定管理者の審査基準及び配点

指定管理者の審査基準及び配点は次のとおりとし、その配点は選定委員1名の配点である。

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点	
利用者の平等な利用を確保することができるものであること	①管理運営の基本方針	（施設設置目的への理解及び県の管理運営方針との整合性） ・施設の設置目的を理解し、県の管理運営方針と一致した提案がなされているか。 ・使用許可の考え方は、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。 ・今後の管理運営ビジョンが明示されているか。	点 10	点 10
施設の機能を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営が図られるものであること	②サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	（サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果） ・利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・閉閑所日、時間等は、利用者の利便性に配慮したものであるか。 ・利用料金の設定は適当か。	点 10	点 25
		（利用促進に向けた方策） ・施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。 ・施設を利用してみたいと思わせる工夫があるか。	点 10	
		（専門職など職員の配置計画） ・施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。	点 5	
	③危機管理に関する取組	（災害・事故等緊急時の対応及び事故防止の取組） ・災害・事故等緊急時における対応方策の確保及び事故防止への取組がされているか。 ・災害・事故等の緊急時に対応するための教育及び訓練の方策が充実しているか。 ・施設・設備の安全点検計画が適切に策定されているか。 ・賠償責任保険の加入内容は適切か。	点 5	点 15
		（個人情報の保護及び秘密漏洩防止等への対応） ・個人情報保護対策、情報漏洩防止対策など情報管理体制は万全か。	点 5	
		（利用者からの苦情等への対応） ・利用者等からのクレーム対応は適切か。 ・苦情処理に関する職員への指導、研修が予定されているか。	点 5	
	④効率的な管理運営に関する取組	（収支計画の妥当性、実現の可能性） ・収支計画の積算が妥当か。また、事業計画との整合性は図られているか。	点 15	点 25
		（効率的な維持管理計画） ・適正かつ効率的な管理運営を行う内容となっているか。	点 10	

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点	
事業計画に沿った 管理を安定して行 うことができるも のであること	⑤申請者の管理 運営体制	（組織体制） ・施設の機能を十分に発揮した管理運営を行 うことができる職員構成や職員配置である か。 ・県や各種団体との調整や連携がスムーズに 行えるか。 （類似施設の管理実績） ・類似施設の管理実績があるか。 （法令等の遵守状況） ・労働法、消防法などの規定を遵守する内容 となっているか。	点 1 0	点 1 0
	⑥申請者の経理 的基礎	（経営基盤の安定及びそれに基づく施設管理 能力等） ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管 理を行う能力を有しているか。 ・委託期間中に経営が破綻する恐れはない か。	点 1 5	点 1 5

9 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補を選定するため、有識者5名程度で構成する「岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 資格審査

申請書類の提出時に、産業振興課において、応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

(3) 申請者によるプレゼンテーション

申請者による公開プレゼンテーションを実施する。

公開プレゼンテーションの時期等については、別途申請者に通知する。

(4) 選定委員会による審査

選定委員会は、前記「8 指定管理者の審査基準及び配点」により審査を行い、原則として、各選定委員の採点の合計点が最高の者を指定管理者の候補とする。

ただし、県が求めるサービス水準を確保するため、審査基準のうち「①管理運営の基本方針」の項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の6割未満であった場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、採点結果等を県ホームページに掲載する。

(6) 指定管理者の指定

指定管理者候補は、令和8年12月に県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。

10 協定書の締結

指定管理者の指定及び予算が成立の後において、管理運営の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結する。

協定は、指定期間全体に関する包括的な協定（以下「包括協定」という。）と各年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

11 管理業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、テクノサポート岡山の管理業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないときや、指定管理者の責めに帰すべき事由によりテクノサポート岡山の管理業務を継続することが困難となったときは、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

ウ 指定の取消し等により、次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なくテクノサポート岡山の管理業務を遂行できるよう必要な対応を行う。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、管理業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 県の責め（施設の廃止など）に帰すべき事由による場合

県は、指定期間中に、施設を廃止又は譲渡する場合があります、その場合は、期間を定めて業務の一部の停止又は廃止を命ずることがある。

この場合、県は、あらかじめその旨を指定管理者へ通知することとする。

管理業務の停止等により指定管理者に損害等が発生することがあったときは、その損害を賠償する。県が損害を賠償する額は、県と指定管理者が協議して定める。

(4) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者を指定管理予定候補者として、施設の管理に関する協議を行うことがある。

12 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は、次表のとおりとする。

なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上、決定することとする。

種類	内 容	県	指定管理者
施設・設備の損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件が100万円以上であって、県と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理業務に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な税制変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- (3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、その他申請者及びその関係者において不適法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とする。

14 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館8階
岡山県産業労働部産業振興課
電話番号 086-226-7379
電子メール sangyo@pref.okayama.lg.jp
ファクシミリ番号 086-224-2165